

1 1 - 6 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A 特別会計 (部活動振興費) 生徒・引率旅費支出規程

(趣旨)

第 1 条 この規定は、P T A 特別会計 (部活動振興費) において、生徒・引率教諭等の対外試合及び文化的行事等の参加に要する経費を予算の範囲において補助するための支出基準を定める。

(補助対象の大会、行事)

第 2 条 この規程の補助対象となる大会、文化的行事等は次のとおりとする。

- (1) 県・東海・全国高等学校体育連盟及び県・全国高等学校文化連盟が主催する県大会・東海大会・全国大会とする。
- (2) 岐阜県特別支援学校文化連盟及び岐阜県特別支援学校体育連盟が主催する大会とする。
- (3) 前項以外は、産業教育団体が主催する競技会・発表会で県大会以上の行事とする。

(補助対象人数)

第 3 条 この規程の補助対象人数は、次のとおりとする。

- (1) 引率教諭等、選手、公認の補欠選手及び補助員とする。
- (2) 前項の補助員の人数は、最少必要人数とする。
- (3) 文化的行事等については、第 1 項、第 2 項に準ずる。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、岐阜県旅費規程に基づき交通費・宿泊料等の実費を支給する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 3 0 日から施行する。